

判定

判定 2019-600030

(省略)

請求人 宮崎県農協果汁 株式会社

(省略)

代理人弁護士 長友 慶徳

(省略)

代理人弁理士 今中 崇之

(省略)

被請求人 寿製菓 株式会社

上記当事者間の登録第2288027号商標の判定請求事件について、次のとおり判定する。

結論

商品「菓子及びパン」に使用するイ号標章は、登録第2288027号商標の商標権の効力の範囲に属しない。

理由

第1 本件商標

本件登録第2288027号商標（以下「本件商標」という。）は、別掲のとおり「日向夏」の文字を縦書きしてなり、昭和63年2月18日に登録出願、第30類に属する商標登録原簿に記載の商品を指定商品として、平成2年12月26日に設定登録され、その後、同14年3月13日に指定商品を第30類「菓子・パン」とする指定商品の書換登録がされたものである。

第2 イ号標章

請求人が商品「菓子及びパン」について使用する標章（以下「イ号標章」という。）は、「日向夏」の漢字を横書きしてなるものである。

第3 請求人の主張

請求人は、結論同旨の判定を求め、その理由を要旨以下のとおり述べ、証拠方法として甲第1号証ないし甲第7号証を提出した。

1 判定請求の必要性

「日向夏」は、江戸時代に発見され、宮崎県を代表する柑橘類の一つとして

知られており、「日向夏」といういわゆる柑橘植物の名称は、普通名称として用いられ、パンや菓子問わず、様々な食品の原材料として用いられている。

被請求人は、平成3年頃に、指定商品を「菓子・パン」として商標「日向夏」について商標権を得た。その後、請求人の顧客が、日向夏を原材料として、商品を製造販売した際に、被請求人から、商標権侵害であるとして警告を受けることが発生している。

したがって、請求人の顧客がイ号標章を「菓子及びパン」について安心して使用することができないから、判定請求を申し立てることとした。

2 イ号標章の説明

前記第2のとおり。

3 イ号標章が商標権の効力の範囲に属しないとの説明

(1) 「日向夏」が普通名称であること

「日向夏」は、柑橘類の普通名称である。

「日向夏」は、宮崎県、静岡県、高知県などで生産される柑橘類である（甲1）。

また、旧行政管理庁が発行した日本標準商品分類（昭和30年3月改定）には、既に「中分類04－食用植物粗製品」の中で、「日向夏なつみかん（“Hyuganatsu”）」の記載がされている（甲2）。周知のとおり、上記日本標準商品分類は、日本における取引の際の一般的名称を示すものであり、この商品分類に記載されていれば、普通名称であることは明らかである。

さらに、「日向夏」の名称が市場でも使われるようになったのが、戦後の昭和40年代に入ってからであり（甲3）、「日向夏」は、遅くとも昭和40年代において普通名称であると認識されていたといえる。

このようなことから、「日向夏」という名称は、普通名称として認識され、例えば、日向夏を原材料として使用した食品が一般的に流通している（甲4）。

(2) イ号標章が「菓子及びパン」の原材料を普通に用いられる方法で表示するにすぎないこと

ア 「菓子」について

イ号標章は、「菓子」の原材料を表示するにすぎないものである。

具体的には、日向夏を使用したプリンやクッキーなどの菓子の販売事例が現に存在し（甲4）、これらの菓子には、多くの場合、商品の原材料として、日向夏果汁が使用されている。

イ 「パン」について

イ号標章は、「パン」の原材料を表示するにすぎないものである。

国内大手製パンメーカーによる日向夏を使用したパンの販売事例が現に存在し、インターネット検索エンジンでも「日向夏」と表記された多くのパン商品（甲5）が検索され、それらの原材料として日向夏が使用されている。他にも日向夏を用いたパンのレシピが紹介されている（甲6）。

ウ 小括

以上のとおり、イ号標章は、「菓子及びパン」の原材料を普通に用いられる方法で表示するものであるから、商標法第26条第1項第2号に該当し、本件商標の商標権の効力範囲に属しないことが明らかである。

第4 被請求人の答弁

被請求人は、上記第3の請求人の主張に対して、何ら答弁するところがない。

第5 当審の判断

1 イ号標章について

イ号標章は、前記第2のとおり、「日向夏」の漢字を横書きしてなるものであり、その文字の態様も、その書体に特徴を有するものではないので、普通に用いられる方法で表示してなるものである。

そして、「日向夏」の文字は、柑橘類の普通名称であり（甲1～甲3）、当該日向夏は、商品「菓子及びパン」の原材料としても使用されている（甲4～甲6）。

そうすると、商品「菓子及びパン」に使用する「日向夏」の文字からなるイ号標章は、これに接する取引者、需要者が、「日向夏を原材料とした商品」を表したものと容易に理解、認識するものといえる。

してみれば、イ号標章は、本件商標の指定商品「菓子・パン」の原材料を普通に用いられる方法で表示するものであるから、商標法第26条第1項第2号に該当する商標（標章）といわざるを得ないものである。

2 まとめ

以上のとおり、商品「菓子及びパン」に使用するイ号標章は、商標法第26条第1項第2号に該当するから、本件商標の商標権の効力の範囲に属しないものである。

よって、結論のとおり判定する。

令和2年6月2日

審判長 特許庁審判官 半田 正人

特許庁審判官 平澤 芳行

特許庁審判官 大森 友子

別掲（本件商標）

日

向

夏

〔判定分類〕 T 1 2 . 9 - Z A （ Z 3 0 ）

審判長 特許庁審判官 半田 正人 8141

特許庁審判官 平澤 芳行 8143

特許庁審判官 大森 友子 8966